

京都市告示第361号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成27年9月11日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
今井歯科医院	東山区東大路松原上る2丁目玉水町 71-5	平成27年9月 1日
医療法人ひのくち歯科医院	西京区樫原畔ノ海道1番地108	平成27年8月 1日
平塚薬局 大原	左京区大原上野町564-1	平成27年8月 1日
カキノキ薬局 あすか店	左京区聖護院蓮華蔵町31第二近建ビ ル1階	平成27年8月 1日
境谷ゆう薬局	西京区大原野東境谷町2丁目5番地7 RCV京都社屋ビル1階	平成27年9月 1日
訪問看護ステーション あいな 一す御所南	中京区御幸町通夷川上る松本町565 -1グッディライフ御幸町208	平成27年8月 1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)